

田原市告示第41号

次の者に係る市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書は、送達すべき住所又は居所が不明のため送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により告示する。

保管の市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書は、所在判明次第交付する。

令和8年6月12日

田原市長 山下 政 良

通知書の発行日 令和8年6月9日

送達する書類名	通知書番号	氏名
令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書 令和7年度相当 1通	290064	H E T I I N D I R A W A T I